



2018年12月5日

各 位

会 社 名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
(コード番号：6770、東証第一部)
問合せ先 経営企画室 室長 小林 淳二
(TEL (03) 5499-8026 (IR 部門直通))

会 社 名 アルパイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 米谷 信彦
(コード番号：6816、東証第一部)
問合せ先 財務・広報部 部長 山崎 眞二
(TEL (03) 5499-4391 (広報部門直通))

**アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社との
持株会社体制への移行を伴う経営統合（株式交換）に関する臨時株主総会の承認可決についてのお知らせ**

アルパイン株式会社（以下「アルパイン」といいます。）が本日開催した臨時株主総会において、下記のとおり、アルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といい、アルプス電気とアルパインを総称して「両社」といいます。）を株式交換完全親会社、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）についてご承認をいただきましたのでお知らせいたします。また、本株式交換契約の承認に係る議案が承認可決されることを条件としてアルパインから提案いたしました剰余金の処分に係る議案（1株あたり金100円）についてもご承認をいただきましたので、併せてお知らせいたします。

これにより、2019年1月1日をもって本株式交換の効力が発生するとともに、アルプス電気は商号を「アルプスアルパイン株式会社」に変更し、両社は経営統合により持株会社体制に移行いたします。

今後、両社役職員一丸となり、経営統合後の持続的な成長及びシナジーの創出に向けて取り組んで参りますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. アルパインの臨時株主総会の開催日及び開催場所

開催日時 2018年12月5日(水) 午前10時
開催場所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 本社ビル1階ホール

2. アルパインの臨時株主総会の決議事項及び決議の結果

【会社提案】

- 第1号議案 当社とアルプス電気株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件

【株主提案】

- 第3号議案 剰余金の処分の件

第1号議案及び第2号議案は原案どおり承認可決され、第3号議案は第1号議案が否決されることを条件とするものであったところ、第1号議案が可決されたため、決議されておりません。

3. 経営統合の日程（予定）

本株式交換契約承認臨時株主総会（アルパイン）	2018年12月5日
最終売買日（アルパイン）	2018年12月25日（予定）
上場廃止日（アルパイン）	2018年12月26日（予定）
本株式交換効力発生日（両社）	2019年1月1日（予定）
商号変更日（アルプス電気）	
持株会社体制移行日（両社）	

以 上

将来予想に関する記述について

本書類には、上記のアルプス電気株式会社及びアルパイン株式会社との経営統合の成否及びその結果に係る両社の計画及び予想を反映した「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これらの将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた両社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示される両社または両社のうちいずれか一社（または統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢。
- (2) 製品の主要市場である自動車、スマートフォン、民生用電気機器等の需要、原材料価格、為替相場の変動。
- (3) 競合環境や大手顧客との関係性の変化を含む市場勢力図の変化。
- (4) 電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業における更なる競争激化。
- (5) 特定の重要部品の供給体制の不安定化。
- (6) 大口顧客による製品戦略等の変更、大口注文の解約、倒産。
- (7) 製品に関する欠陥による費用負担、グループ評価への悪影響。
- (8) 他社の保有する重要な知的財産権のライセンスの供与停止。
- (9) 借入金等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- (10) 借入金の繰上げ返済請求等に伴う資金繰りの悪化。
- (11) 有価証券及び投資有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- (12) 事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- (13) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等。
- (14) 不利な政治要因やテロ、戦争、その他の社会的混乱等。
- (15) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- (16) 環境汚染による対策費用の発生。
- (17) 法令違反または訴訟の提起。
- (18) 本経営統合に係る契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと、その他の理由により本経営統合が実施できないこと。
- (19) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査など手続または遅延または係る競争法上の関係当局の承認その他必要な承認などが得られないこと。
- (20) 本経営統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴うこと。